

令和3年第3回

教育委員会（定例会）議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和3年2月26日（金）午後4時00分
2. 開 会 令和3年2月26日（金）午後4時00分
3. 閉 会 令和3年2月26日（金）午後4時55分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
村橋 彰教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長・和久田寿樹 学校教育部長・足立多恵 学校教育部長・竹田和之 生涯学習推進部長・西井大介 教育総務室長代理・今井靖志 学校教育部長次長・本多章博 生涯学習推進部長次長・仁木裕美 まなび未来課長・大隅昌之 指導課長
6. 議事日程

日程 1	会議録署名委員の指名
日程 2	会議時間決定
日程 3	報告第2号 教育長の報告について
	請 願 陳 情 施設一体型小中一貫校の「適正な学校規模」についての請願陳情
	議案第6号 令和3年度「交野市学校ビジョン」アクションプランの策定について
	議案第7号 令和3年度交野市教育施策の策定について
7. 議事内容
西井室長代理 皆さま、こんにちは。それでは只今より第3回教育委員会定例会を開催いたしたいと思っております。教育長、本日の会議進行のほど

よろしくお願いいたします。

北田教育長 はい。では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

西井室長代理 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。

 同時に、地方教育行政運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。

 次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思っております。

 本日、傍聴希望がございますので、傍聴を許可したいと思っております。事務局、準備をお願いいたします。

 それでは只今から、令和3年 第3回教育委員会 定例会を開催いたします。

 まず、日程1「会議録 署名委員 指名」を議題といたします。

 会議録 署名委員 の指名につきましては、交野市教育委員会 会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、亥埜委員 を指名いたします。

 次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がありませんので、先般発令されました新型コロナウイルス感染症拡大防止の意味からも、本日は協議会も含め只今から18時00分までといたします。

では、報告第2号「教育長の報告について」、報告事項1の「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業の状況について」を議題といたします。

まなび未来課、まなび舎整備課続けて説明をお願いします。

仁木課長 まなび未来課からは、開校準備委員会の進捗状況についてご報告いたします。

12月の教育委員会にて校名選定の報告をさせていただいてから、第8回、9回の開校準備委員会が開催されています。しかしながら、緊急事態宣言の期間中であったことから、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全体会は2回とも書面開催とし、各専門部会は別途開催といたしました。

全体会では、(仮称)交野みらい学園の校章について、公募することや、公募期間や対象者等について意見の取りまとめをし、3月から4月に公募を実施する予定で進んでおります。なお、(仮称)交野みらい小学校の校章も校名と同様に、(仮称)交野みらい学園と同じものを使用いたします。

通学安全部会では、通学路について、取りまとめた要望に対する回答や、回答に対する対応策等を検討いたしました。

地域協働部会では、コミュニティ・スクールについての理解を深め、導入に向けた準備委員会の内容やスケジュール、地域学校協働活動について、意見交換されました。以上、報告です。

今井次長

続きまして、まなび舎整備課よりご説明させていただきます。

まなび舎整備課より、「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務」の進捗状況について報告いたします。

1点目の報告です。前回1月25日の教育委員会定例会にてご報告いたしました、交野小学校敷地における施設一体型小中一貫校の工事期間中に、小学校の統合校舎となります「長宝寺小学校における小学校統合整備事業」の仮設校舎整備および既存校舎改修工事の2つの事業について、2月9日に入札執行をいたしました。開札の結果、税込1億6千8百30万円にて、大和リース株式会社大阪本店と、仮設校舎整備の賃貸借契約を2月18日に締結いたしましたことを報告いたします。その2つの事業のうち「既存校舎改修工事」につきましては、2月9日の同日に開札の結果、税込1億6千428万8千円で2月15日に仮契約を行い、税込1億5千万円を超える契約となりますことから、令和3年3月議会での議決案件となり、議決後本契約となりますことから、契約締結の後に改めてご報告いたします。

今後とも、保護者の方々への情報提供には継続して鋭意努めてまいります。お手元にお配りさせていただきました別紙の「統合校舎整備事業概要版」について、交野小学校および長宝寺小学校のPTA 総会や、当該事業が影響する学年の在校生の保護者への配布をするとともに、明日26日（金）に開催されました就学説明会でも配布させていただきました。今後は改修事業者が決定し、工事工程などが明確になるなど、事業の進捗に合わせて、保護者への説明を行いたいと考えているところです。

2点目の報告です。2月8日の教育委員会臨時会で承認いただき策定が完了しました、「（仮称）交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校 基本設計・土木造成基本設計」について、先日2月19日の議会全員協議会に別紙の抜粋版を用いて報告してまいりましたことを報告いたします。また、2月24日に要望書が提出されております。一つ目が、第一中学校区における小中一貫校基本計画についての全保護者対象説明会、意見聴取及び計

画の見直しを求める要望書として、1,456名の署名が出されました。また、第一中学校区における小中一体校計画をストップし再検討を求める要望書として786名の署名が出されましたことをご報告させていただきます。

現時点での進捗報告は以上となります。

北田教育長

各課からの報告が終わりました。まなび未来課の方からは、開校準備委員会での校章検討のこと、通学安全部会、地域協働部会でした。まなび舎整備課からは長宝寺小学校での小学校統合に関わる工事について仮契約が終わったということと、要望書については説明会の要望、計画ストップの要望ということで要望書が出ております、という報告がありました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

各委員

質疑なし

北田教育長

質疑なしと認めます。ではこれで報告事項1の「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業の状況について」を終わります。以上で、報告第2号「教育長の報告について」を終わります。

次に、本日は1件の陳情があります。陳情者から、「施設一体型小中一貫校の『適正な学校規模』についての請願陳情」が提出され、内容等を精査し、受理いたしました。交野市教育委員会会議規則第14条に、教育委員会に対して請願陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内に於いて事情をのべることができる。とされており、また、交野市教育委員会請願陳情取扱要綱第4条に、原則5分間を上限とし、これを許可するものとする、とされていることから、陳情者から本日5分間の陳述を受けたいと考えます。陳述後には、各委員から質疑の時間を取り、その後討議の時間といたします。

それでは5分間ということですので、1分前になりましたらご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、お

願います。

陳情者

交野小学校の前に住んでおります。よろしくお願ひいたします。市会議員を15年間させていただき、交野が住みよく、子どもたちが生き生きと成長できるまちづくりにも取り組んでまいりました。交野市教育委員会は、交野市学校規模適正化基本方針にて、適正な学校規模を、小学校12学級以上24学級以下、中学校9学級以上18学級以下と決めました。そして、学校規模適正化基本計画にて、長宝寺小学校が11学級以下の小規模校に該当するため、小規模校を解消し、適正な学校規模にするということで、長宝寺小学校と交野小学校と第一中学校を統廃合し、施設一体型小中一貫校を交野小学校の敷地に建設することを決めました。

ところが、学校規模の適正化ということでスタートしたにも関わらず、新しく計画される施設一体型小中一貫校が適正な学校規模に入っているのかの検討も行われていません。さらに、施設一体型小中一貫校の適切な学校規模の基準さえ決めていません。このように、ずさんな計画そのものであり、決定の経過およびこの決定には大きな瑕疵があると言えます。

第一中学校区の施設一体型小中一貫校が適正な学校規模かどうかの検討も行われなかったため、教育委員会は、新しい学校が34学級になることへの問題意識も持っていません。文部科学省は、31学級以上を過大規模校としており、その過大規模校に該当します。交野小学校の敷地に34学級、1,100人以上の小中学生を9年間も一緒にさせるために多くの問題が発生し、教育環境の悪化につながっていきます。一人当たりの運動場の面積は、交野小学校の2分の1、長宝寺小学校の6分の1、第一中学校の3分の1しかありません。そのために、思い切って遊べない、思い切って運動できない状態が想定され、成長に悪い影響を与えます。プールも設置できないために、児童生徒へのしわ寄せだけでなく、いきいきランドのプール使用の市民へのしわ寄せも想定さ

れます。校舎も一つで、その校舎に1年生から9年生の34学級の普通教室、特別教室などをつくるために、教育条件が悪くなる4階建て、コの字型廊下、北側に教室配置がされる状況となっています。

施設一体型小中一貫校の適正化規模の基準も定めずに行っている今回の学校建設計画は、無責任そのものです。教育委員会は、まず第一に、施設一体型小中一貫校の適正な学校規模の基準を策定すること。第二に、策定においては、パブリックコメントを実施すること。第三に、適正な学校規模が策定されるまで、建設計画を凍結することを求めます。まだ予算も決まっておらず、事業者の契約もまだです。今なら凍結することが可能です。教育委員会の英断を求めます。以上です。

北田教育長 趣旨は、今最後に言っておられたように、施設一体型小中一貫校の適正な学校規模の策定、策定の際にはパブリックコメントの実施をするように、また、策定されるまでは施設一体型小中一貫校の整備計画の凍結を、ということによろしいでしょうか。

陳情者 そうです。

北田教育長 今回の陳情に対して質疑の時間といたします。まず私の方からよろしいでしょうか。

昨年8月の教育委員会定例会で、第一中学校区につくる施設一体型一貫校について、小学校部分につきましては、今の小学校の適正規模、中学校部分につきましては、今の中学校の適正規模を当てはめるということで議論をしたわけですが、陳情者の場合、それでは不十分ということでしょうか。

陳情者 当然不十分です。適正化規模というのは、学校の敷地の面積と、そういうものと考えあわせながら、学級規模というものは検討していかなければならない、という具合に考えております。

ですから、小学校と中学校が小中一体となったら、その小学校の24学級と中学校の18学級とを足した42学級以下だったらいいんだという考えは、これはおかしい。文部科学省の考え方からしても、おかしいものと考えます。

北田教育長 面積もあわせての適正規模ということですね。他に質疑がありましたらお願いいたします。

長谷川委員 国が提示している、25学級以上の学校を大規模校、31学級以上を過大規模校とされている、ということをおっしゃっていますけれども、それは、施設一体型の一貫校について国が提示しているというふうな解釈でいらっしゃいますか。

陳情者 いえ。文部科学省の方は、施設一体型小中一貫校は最近始まったので、新しい学校形態ですので、そういうところでの学校規模の適正化の基準は、まだ文部科学省として定めていないものではないかな、という具合に思うんですけれども。文部科学省の、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、平成27年のこの手引では、小中一貫教育の導入に伴い、既存の小・中学校を一体化して新たな校舎を建築したり、小学校又は中学校の既存校舎を活用して一体的な教育活動に取り組んだりする事例も増えてきているところですが、こうした場合にも、全体としての学校規模が過大になることによって上述のような課題が生じないよう、ということで、課題ということは、ここでは25学級以上、31学級以上というものを文部科学省が指しているという具合に判断します。ですから、小中一体校でも、この24学級という問題は、これはこの基準の中に入れるべきだという具合に考えます。

伊丹委員 今国の基準としてははっきりと決まっていないんです、というようにご理解だとお伺いしたんですけれども、先ほどの陳述の中

で、大規模になって教育環境が悪化するんだということもおっしゃっていたと思うんですけども、そのように考えていらっしゃる基準というのは、どういうところにあるんでしょうか。

陳情者が大規模だと考えておられるのは、何に基づく基準というか、どういうお考えに基づいて大規模だというふうにお考えなんでしょうか。

陳情者

文部科学省の方は、25 学級以上を大規模、31 学級以上を過大規模、というかたちで規定しているというのは事実なんですね。同時に、小中一体校の問題を、何学級だったら学校規模が適正か、ということ判断するというのがここではきちっとその数字が出ていないですよ。交野市が小中一体校をつくるというときに、適正化基準というものをまず定めるべきだと。学校規模適正化基本計画をつくって、そこからこの問題はスタートしたんです。ですから、その適正化基準をまず交野市が小中一体校になって、それだけの学校をつくるときに、これが本当に適正化基準に入っているのかどうかという、まずその判断をしなければなりませんよね。小規模校をなくすと言いながら、新しくできた学校が適正化基準に入っているのかどうかという、これを判断しないといけないんです。それが、基準も作っていないから、判断できていないですよ。ですから、今の状態は、新しい学校が適正化基準に入っているのか入っていないのか判断できない状態がずっと続いているんです。小規模校を解消すると言いながら、こんど新しくできたのが、基準のない学校になっているんです。

伊丹委員

陳情者にとっては、基準のない中で進められているところが、少しどうなのか、というお考えだということで、先ほどの陳述の中で、大規模だから教育環境が悪化するんじゃないか、というお話もあったかと思うんですけども、それは仮に今回施設一体型小中一貫校をつくる際に、それが適正な規模だというような判断があれば、今回の規模を基準としたものに関しても、教育環境の

悪化には影響しないとお考えなんですか。

陳情者 適正な学校規模の基準をまず決める必要がありますよね。どれが適正な学校基準か、というものを。

伊丹委員 ご意向は分かりました。

陳情者 決めていないから、こんな問題が起こってきているんです。

亥埜委員 そうでしたら、陳情者が具体的に適正だと考えられる規模の数字というものが、お考えがあるなら教えていただきたいです。

陳情者 私は、国の方が、また、交野市の方も24学級ということをお小学校では基準で決めていますよね。それは、学校の敷地面積とか、また、児童生徒がどのくらいだったら、先生との兼ね合いで、先生が全体として児童生徒をみることができるか、ということも考慮したら、24学級までだろうと。小中一体校においても。これは個人的にそう思います。

村橋教育長職務代理者 お聞きしたいんですが、陳情者は、例えば義務教育学校なのか小中一貫教育を進める学校なのかという違いはあれど、小学校はあくまで小学校の設置基準ですよ、と。中学校の部分は中学校の設置基準ですよ、と。義務教育学校にしても、前期課程と後期課程に分かれていますけれども、前期課程は小学校の設置基準ですよ、後期課程は中学校の設置基準ですよ、ということはきちっと明確にはなっていると思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。設置基準については。

陳情者 運動場とか、そういう敷地の面積のことですよ。

村橋教育長職務代理者 ですから、あくまでベースは設置基準に基づいて義務教育学

校、あるいは小中一貫教育を進める学校か、というのは同じように準じてやっていかないといけないもので、それは分かっていただいていますよね。

陳情者 この学校の適正化基準というのは、例えば小学校が24学級、中学校が18学級という、この根拠はなんですか。どうやってそういう基準が設定されたのか、それはどうお考えですか。

村橋教育長職務代理者 あくまで、文部科学省の標準があって、国としたら、市町村の状況に応じて学級数を出してください、という規定がありますよね。その中で、交野市の現状を見る中で、例えば24学級だったら24学級が一つの学校の中で、子どもたちが1学年4学級の中で活動するということは可能ですね、という、全体を見通して、それを数字として表したということです。

 ですから、グラウンドは、とか、プールは、とか、そういうことも含めてトータルで教育環境全体を見て、この規模であれば可能ですね、という数字だと思うんです。

陳情者 ですからそれは。

北田教育長 言いたいことがあるのはよくわかるのですが、討論の場ではなく質疑の場です。

村橋教育長職務代理者 この設置基準があって、小中学校それぞれクリアしているというのはよろしいでしょうか。

陳情者 それは関係ないと思います。それぞれの設置基準で判断すべきではない。それで判断するんだったら、もう一度パブリックコメントをかけて、小中一体校の学校規模はどういう基準か、ということも学校規模適正化基本方針をもう一度いちから見直しをするというところからスタートするべきだと。

北田教育長 他に質疑がなければ、陳述については以上といたします。ただ今より、委員の我々の考えを整理するための討議に移りますので、陳情者は退席をお願いいたします。

(陳情者退席)

北田教育長 それでは、先程の陳述に対する我々の議論にあたりまして、事前に事務局に4点ほど質問してあります。その回答を聞いた後、討議に移りたいと考えます。

まず1点目ですけれども、陳情者から先ほどもありましたように、交野の適正規模の決め方ですが、国とは基準が違っておりますので、どのようなかたちで交野の適正規模が決まったのか、国とは違う理由の説明をお願いいたします。

仁木課長 文部科学省では学校教育法施行規則において、学校における学級数の標準規模として小学校、中学校ともに12学級以上18学級以下、義務教育学校では18学級以上27学級以下と示しております。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではないとされています。

交野市においては、平成29年1月に策定した学校規模適正化基本方針において、適正な学校規模についてお示ししています。小学校では、クラス替えや学習活動の特質に応じて学級を超えた集団編成を可能にするため、1学年2学級以上が望ましいことから12学級以上、また、特別教室を週1回は使えることが望ましいとの観点から、学校全体で24学級以下を適正規模としています。

中学校では、教科担任制のため教員の配置数や学校運営の観点から学校全体で9学級以上、また、豊かな人間関係の構築や多様な集団形成が図られやすいことなどから、18学級以下を適正規模としており、校区によっては生徒の増減があると思われま

で、今後の状況変化等への対応ということで、24 学級までを許容範囲としています。

文部科学省が示す標準規模との差異はございますけれども、先ほどありましたように、地域の実情等の事情のあるときはこの限りではないとされており、交野市では市独自で実施している小学校6年生までの35人以下学級を前提に、現状の学級数等を考慮したこと、また、中学校においては、教科担任の適切な配置等学校運営に配慮したことなど、交野市の実情に沿った適正規模としたものです。

北田教育長 以上が、国と交野市の適正規模の違い、学級数の適正規模の違いということですが、ご質問等いかがでしょうか。

次に、2点目ですが、今の回答にもありましたけれども、国は中学校の標準規模が12学級以上、交野市は9学級以上ということなんですけれども、では、具体的に、11学級ではどういう不具合があるのか、あるいは8学級だとどういう不具合があるのか、ということの説明をお願いします。

大隅課長 中学校においては、教科担任制のため、教科担任を適切に配置する必要がございます。教員数は、学級数により決まるため、11学級では17名、8学級では13名となります。各教科ごとの授業時間数から教科担任の必要数を割り出した場合、11学級では教科指導においては不具合が生じることはございませんが、8学級で13名の教員数となると、教科によっては教員が不足することとなり、学校運営に大きな支障をきたすこととなります。

北田教育長 11学級では17名、ということで、授業はできますけれども、行事などはしんどいかもかもしれませんね。8学級ですと13名ということで、これでは授業がまわらないということになるということですね。

それでは、3点目ですが、義務教育学校への教員の配置・配当

はどうなっているのか。義務教育学校はひとつの学校ですから、義務教育学校というひとつの学校として配置されるのか、あるいは、小学校部分の前期課程、中学校部分の後期課程の別々に配置されるのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

大隅課長 義務教育学校は、修業年限が前期課程6年、後期課程3年と定められているため、前期課程には小学校の教員定数を、後期課程には中学校の教員定数を準用して配当することとなります。

北田教育長 ということは、小学校部分の前期課程の学級数に応じて教員が配置されて、中学校部分の後期課程も学級数に応じて教員が配置されるということですね。

それでは、4点目ですけれども、すでにこの北河内でもそうですし、この近畿圏、それから全国的にも施設一体型小中一貫校や義務教育学校の設置が進められています。そういう自治体ではどういう考え方で適正規模を定めているのか、どんな基準を設けているのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

仁木課長 近隣市町村に聞き取りいたしました内容をお答えいたします。箕面市、守口市、八尾市、東大阪市、京都市について状況を聞き取りいたしましたので、ご報告いたします。

箕面市の施設一体型小中一貫校では、小中学校あわせて38学級という学校がございます。京都市の義務教育学校では、前期、後期課程あわせて33学級というふうに、文部科学省が示します義務教育学校の標準規模である18から27学級を越える規模の学校がありますが、箕面市、東大阪市、京都市が小学校、中学校の基準もありませんし、市独自の義務教育学校の適正規模等は定めていないというふうに聞いています。

守口市では小中学校に加え、義務教育学校についても適正規模を定めています。義務教育学校は18から27学級と、文部科学省が示す学級数と同じなんですけれども、国の35人以下学級の

措置も踏まえ、適正規模を定めている基本方針の見直しについて、検討しているというふうにお聞きしています。

八尾市では小学校、中学校の学校規模は定めておりますが、義務教育学校の基準はなく、前期課程は小学校、後期課程は中学校として運用しているということです。

義務教育学校を設置している他の先進市も聞いてみましたところ、つくば市では45学級までが適正規模、八王子市や大分市は八尾市と同様に、前期課程は小学校、後期課程は中学校として運用しており、現時点ではそれぞれ見直しの動きはないというふうに聞いています。

北田教育長

箕面市や京都市、東大阪市、京都市のように基準がないところがあって。それから、守口市は基準を決めていらっしゃる。それから、八尾市は小学校部分、中学校部分をそれぞれ準用するかたちで運用しているということですね。つくば市や八王子市、大分市などの先進市もそれぞれ市独自の判断をしておられるということでした。

それでは、請願陳情に対する我々の討議といたします。亥埜委員、伊丹委員、長谷川委員は視察で施設一体型小中一貫校の見学もされていますし、村橋教育長職務代理者は学校教育審議会の委員でもいらっしゃいましたので、そういった経験も参考にさせていただいて、ご意見などいただければ、と思います。

伊丹委員

学級数に関して国の方針というのは、40人学級を前提としていて、交野市では小学校に関しては35人以下学級というかたちでやっていますので、単純に学級数が多いか少ないかだけでは国との関係では、多い少ないというのは判断できないのではないかな、というのが一つです。それから、国の方針を見ると、一応国としては方針は出しているけれども、結局地域の実情に応じて判断すべきだというかたちで何度も出てきているのかな、と見ました。ですので、今回の交野市の基準に関しては交野市の実際の現

状に応じて学級数が決められていると思いますので、先ほどの話だと、教科担任制であったり学校がまわらないということもお伺いしていますので、基本的には、実情に応じて決められた、今回であれば小学校あるいは中学校の基準をベースに、施設一体型小中一貫校に関しても考えた方が妥当ではないかと思います。

亥埜委員 他市や先進市でも、義務教育学校の適正規模を、小学校と中学校をスライドさせている市もあるように、去年の8月の教育委員会定例会で取りまとめたように、伊丹委員もおっしゃったような方向で、新校整備を進めたらいいのではないかと思います。

北田教育長 今の小学校と中学校の適正規模をそのまま施設一体型小中一貫校にもスライド、準用させてはどうかという、伊丹委員と亥埜委員からそういうご意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

長谷川委員 地域の実情にあわせるというのはとても重要だと思うんですけども、特に交野市では35人以下学級をすでに実施しているわけですね。ですので、敷地の広さや児童生徒の人数や学習環境などすべてをみて柔軟に対応するのが大事な、と思います。小学校は小学校の、中学校は中学校の適正な規模をそのまま準用することで問題ないのかな、と思うんですけども。

北田教育長 長谷川委員からも、準用の方が、というご意見ですけども。

村橋教育長職務代理者 学校教育審議会での動きなんですけれども、第三・第四中学校区の学校適正配置を考えて、施設一体型小中一貫校に関する議論がなされているというふうに聞いているんですけども、他の校区でも新たな小中一貫校が今後続けて議論されるということであれば、学校教育審議会で、適正規模の考え方を示しておくということで、適正配置の議論も進めやすくなるのではないかな、と

思っております。

北田教育長 今ちょうど第三・第四中学校区の審議を学校教育審議会です
いますけれども、そういうことも含めて、今後施設一体型小中一
貫校を整備するのであれば、はじめに決めておいたら議論も進め
やすいのかな、というご意見でした。

ほかにいかがでしょうか。だいたい皆さん準用の方が、という
ご意見かと思えます。

亥埜委員 面積の広さのことをおっしゃられていましたけれども、第二中
学校区に住んでいて、郡津小学校、第二中学校と子どもたちが通
ったんですけれども、いちばんのマンモス校と言われていて、や
っぱり運動会とかを見ていたら狭いな、というのはありました
し、第二中学校なんかは人数が多かった時期もありました。それ
なりにクラブ活動なんかもグラウンドいっぱいできていると
きもあったし、それなりに工夫してやったりしていたと思うん
です。逆に第一中学校なんかでは、先生の数が減ってクラブの顧問
がいなくてクラブがなくなったとか、そういう話もあるんです
けれども、やっぱりそういうことは避けたいですし、適正な規模
も大事ですし、もしその中に収まったとしても、そういった子
どもたちの活動への配慮はしていただきたいと思えます。

北田教育長 小学校部分、中学校部分を準用してその中に収まったとして
も、子どもたちの活動がやりやすいように配慮は必要だとい
うことですね。陳情者も面積のこともおっしゃっていただけ
ども、そういうことも含めて子どもたちがそういう中でどう
いう活動ができるかという配慮は必要だということですね。

請願陳情にありました施設一体型小中一貫校の適正な学校規
模につきましては、今みなさんのご意見を総合すると、今の小
学校と中学校の適正規模を準用するのが妥当で、8月の教育委員
会定例会での討議の部分かと思えます。これで一定意見がまとま

たかと思うんですが、準用するにしても、準用します、ということ
をパブリックコメントをすべきかということについてはいかが
がでしょうか。

伊丹委員 先ほどの議論でもあったように、もちろん、適正規模を決める
べきみたいな話もあるかもしれないんですけども、それよりも
やっぱり子どもたちの教育にとって一番いい配慮というのが重
要ですし、だからといって、学級数を決めることが今回の施設一
体型小中一貫校に関して大きな影響かどうかという、そういう
ことも含めて配慮したうえで、教育環境を整えるということだ
と思うので、パブリックコメントをしたところで、では何学級以上
がよくて何学級以上が悪いというような話にはならないと思う
ので、必要ないのではないかと思います。

北田教育長 パブリックコメントは必要ないのではないかと、というご意見で
した。他にいかがでしょうか。

亥埜委員 3校を統合した施設一体型小中一貫校をつくるということ
を含めた学校規模適正化基本計画はパブリックコメントをしてい
ますので。

その施設一体型小中一貫校では、小、中学校それぞれの適正規
模を準用します、ということになっているので、準用ということ
も、数字的にもこの12学級以上24学級以下とかいうようなこ
とを考えながら、小中学校に準用していけばいいと思いますの
で。わざわざパブリックコメントをとる必要まではないと思いま
すけれども。

北田教育長 お二人からはパブリックコメントは必要ないんじゃないかと、
というご意見ですね。

村橋教育長職務代理者 小学校全学年について、令和7年度までに35人学級を進める

ことになったんですけれども、国の標準規模も今後検討される可能性もあると思うんです。そういう中で、国の動きを見ながら、学校教育審議会へ、新たな適正規模について諮問をするということも方法の一つかと思っています。ただ、今回はパブリックコメントの必要はないと考えます。

北田教育長 国の35人学級も含めて、新たな動きがあれば学校教育審議会に諮問する、ということも一つの方法だけれども、今回についてはパブリックコメントは必要ない、ということでした。

それでは、一定パブリックコメントについては必要がないということで意見はまとまったんですが、適正な学校規模という話の中で、この計画の凍結、もう少し待ってはどうか、という話もありましたけれども、この点につきましてはいかがでしょうか。先ほども要望書が出ています、という報告もありましたけれども、計画の凍結を、ということをおっしゃっている方もいらっしゃいますけれども、いかがでしょうか。

長谷川委員 前回の定例会で、基本設計図を拝見しました。いかに深く考えられているかということはよくわかったんですけれども、教室の広さ、共有スペースのあり方や、新しい教育に取り組めるのではないかと、という、とても驚きもあったと同時に、空調や防犯面、避難所としての機能なんかも説明を受けたんですけれども、とてもうまく配慮されていると思ったんです。あらゆる過程を踏まえてできあがった基本設計なんですけれども、私は十分前に進めていただけたらいいんじゃないかと思っています。

北田教育長 子どもたちに十分配慮されていて、前に進めたらどうか、ということでした。他にいかがでしょうか。

伊丹委員 先ほどの要望が出ているというお話で、説明をしてほしいというところはきちりとしていただかないといけないと思います

し、適宜やっていただいていると思いますけれども、やっぱりこういう要望が出るということは足りないと感じられている方もいらっしゃると思うので、引き続き情報発信はしていただきたいと思うんですけれども。ただその時期に関しては、保護者としたら、じゃあ自分の子どもがいつ入るのか、いつどういうかたちでこの学校に通うのかというのは非常に重要な話であって、今まで令和7年に開校ということを知っているのに、じゃあやっぱりやめます、とか、やっぱりいつになるか分かりません、ということになってしまうと、非常に困ると思うんです。

ですので、保護者としては、時期は時期として決めていただかないと、準備もあるし困るんですけれども、説明はしていただいて、こういう予定でいくんだ、ということをしていただければ、そういう前提で進めていただきたいな、と思います。

長谷川委員

現に本当に、みなさんの努力の成果だと思うんですけれども、実際まだ未就学の保護者の方にだいぶ周知されているんですよ。やっぱりそれに対応するように準備され始めている保護者の方はたくさんいらっしゃるんです。そこはみなさんに知っていただきたいと思います。

北田教育長

そういう準備のこともありますし、スケジュールどおり進めてほしい、ということですね。他にいかがでしょうか。

それでは、そろそろまとめに入ります。みなさんの意見を総合いたしますと、第一中学校区に設置を進めております義務教育学校、施設一体型小中一貫校の適正規模というのは、昨年8月の教育委員会定例会でまとめたように、今の小学校の適正規模と中学校の適正規模を、小学校部分、中学校部分、つまり前期課程、後期課程に準用することが合理的である、ということかと思いません。

国立教育政策研究所が出しております資料なんか見ますと、先ほど事務局からあったように、義務教育学校については標準規

模が 18 学級以上 27 学級以下になっていますけれども、その一方で施設一体型小中一貫校については小中学校それぞれ 12 学級以上 18 学級以下ということで、小学校部分、中学校部分、それぞれの部分を適用する、というようなことが書いてあります。これは当然、地域性にもよりますでしょうから、これをそのままかちりするということではないでしょうけれども。

交野の場合は、先ほど事務局からの説明にありましたように、中学校の教員の数とかそういったことを考えて、小学校部分、中学校部分を分けて準用することが妥当かな、ということがみなさんの意見かな、というふうに考えます。

ただ、今後、国の動きもあるかもしれませんので、あるいはまた、交野の他の中学校区においても、施設一体型小中一貫校をつくるというような動きが検討されるようなことがあれば、その時は一定、適正規模を定めておく方が、議論が進めやすいのではないかと、ということもご意見でありました。ただ、その場合は、学校教育審議会への諮問等も含め、事務局で対応すべきものかと考えます。

また、適正な学校規模の策定にあたってパブリックコメントの実施ということも求められていましたけれども、我々の意見としては、あくまでも準用なのでパブリックコメントは必要ない、ということでもとめたいと思います。

ただ、国の方も 35 人以下学級になって、標準規模を大きく変えるという動きがあれば、そのときは、パブリックコメントもしながら、新しい学校規模を市民の方にご意見を聞くことも必要になるかもしれません。ただ、亥埜委員もおっしゃっていましたが、適正規模の中であったとしても、子どもたちが学ぶ学校ですので、保護者の不安もあるでしょうし、学びやすい学校環境をつくっていくということは大事ですし、最後に長谷川委員、伊丹委員からもありましたけれども、保護者の方の不安に答えられるような説明、スケジュールもきちっと組んで、着実に計画を進めていく、ということで我々の意見のまとめとしてよろしいでし

ようか。

各委員 異議なし

北田教育長 それでは、以上をまとめとして、今回の陳情を終わりといたします。

次に、議案第6号「令和3年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

西井室長代理 議案第6号 令和3年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定について、説明させていただきます。

1月の協議会において、委員のみなさまからいただいたご意見を反映し、本日アクションプラン（案）としてお示ししております。主にご指摘いただいた部分を修正しておりますが、特に、15ページ、(2)「ともに学び、ともに育つ」教育の推進、の部分で、「障がいのある」といった表現ではなく、すべての子どもたちが対象であることを分かりやすく、障がいの有無に関わらないことを示す表現に修正いたしました。

その他も、内容の修正箇所はございませんでしたので、字句を修正し本日の議案としております。ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。1月の協議会でいただいたご意見の修正したものと説明がありました。質疑はありませんか。

亥埜委員 2ページに、各学校において、道徳教育推進教師とありますが、各学校何名ぐらいですか。

大隅課長 各学校に1名ずつです。

北田教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第6号「令和3年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定について」、原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第7号「令和3年度交野市教育施策の策定について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

西井室長代理 議案第7号 令和3年度交野市教育施策の策定について、説明させていただきます。

こちらアクションプラン同様に1月の協議会においてご提示させていただき、内容の修正箇所はございませんでしたので、字句を修正し、本日の議案としております。ご承認賜りますようお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。前回の確認となりますが、質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第7号「令和3年度交野市教育施策の策定について」、原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。

以上をもちまして令和3年第3回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委員 _____